

浜松市告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年8月6日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月6日

浜松市長 中 野 祐 介

記

| 路 線 名    | 区 間             | 供用開始の期日  | 摘 要        |
|----------|-----------------|----------|------------|
| 市道馬郡35号線 | 浜松市中央区馬郡町1538番2 | 令和8年8月6日 | 拡 幅<br>区 間 |